

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、第一条中労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五十一条第三項第一号ロの表(注2)②の改正規定は、同年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項附則別紙様式第二号及び別紙様式第二号は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。